

参考資料

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付要綱（平成31年告示第47号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 市長は、分譲集合住宅の計画的な修繕を促進するため、その分譲集合住宅の構造及び設備についての計画修繕調査及び長期修繕計画の作成に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) <u>長期修繕計画 分譲集合住宅の大規模修繕の計画的な実施を目的として、将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、時期及び概算の費用並びに修繕積立金の額を明確にした計画をいう。</u></p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市内の分譲集合住宅において<u>計画修繕調査又は長期修繕計画の作成を行う管理組合とする。</u></p> <p>2 前項に規定する管理組合は、<u>計画修繕調査又は長期修繕計画の作成を実施する場合には、専門的知識を有する事業者であって市長が認めるものに委託して行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度以後にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた管理組合に対しては、補助金を交付しない。</u></p> <p>(1) <u>計画修繕調査 申請する日から10年前の日の属する年度</u></p> <p>(2) <u>長期修繕計画の作成 申請する日から5年前の日の属する年度</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 市長は、分譲集合住宅の計画的な修繕を促進するため、その分譲集合住宅の構造及び設備についての計画修繕調査に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市内の分譲集合住宅において<u>計画修繕調査を行う管理組合（当該補助金を申請する日から10年前の日の属する年度以後に、この要綱に基づく補助金の交付を受けているものは除く。）とする。</u></p> <p>2 前項に規定する管理組合は、<u>計画修繕調査を実施する場合には、専門的知識を有する事業者であって市長が認めるものに委託して行わなければならない。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額及びその限度額は、次の表のとおりとする。

<u>補助対象経費</u>	<u>補助金の額</u>	<u>補助金の限度額</u>
<u>分譲集合住宅（店舗、事務所、倉庫その他の人の居住の用に供さない部分を除く。）において、別表に掲げるものについて実施した計画修繕調査その他市長が必要と認める計画修繕調査に要する経費</u>	<u>補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</u>	<u>80万円</u>
<u>長期修繕計画の作成に要する経費</u>	<u>補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</u>	<u>80万円</u>

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1)～(3) 省 略
- (4) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る管理組合の集会の決議書の写し
- (5) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る見積書の写し
- (6) 計画修繕調査にあつては調査の場所が確認できる図面
- (7) 省 略

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、分譲集合住宅（店舗、事務所、倉庫その他の人の居住の用に供さない部分を除く。）において、別表に掲げるものについて実施した計画修繕調査その他市長が必要と認める計画修繕調査に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）以内の額とする。

(交付の申請)

第6条 同 左

- (1)～(3) 同 左
- (4) 計画修繕調査に係る管理組合の集会の決議書の写し
- (5) 計画修繕調査に係る見積書の写し
- (6) 計画修繕調査の場所が確認できる図面
- (7) 同 左

改 正 後	改 正 前
<p>(交付の決定の通知)</p> <p>第6条 省 略 (実績報告)</p> <p>第7条 規則第12条の規定による報告は、浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金実績報告書(別記第3号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) 計画修繕調査又は<u>長期修繕計画の作成</u>に係る契約書の写し</p> <p>(4) 計画修繕調査又は<u>長期修繕計画の作成</u>に係る領収書の写し</p> <p>(5) 省 略</p> <p><u>(6) 長期修繕計画の作成にあつては長期修繕計画書の写し</u></p> <p><u>(7) 省 略</u></p> <p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>第8条 省 略 (請求)</p> <p>第9条 省 略 (補則)</p> <p>第10条 省 略</p>	<p>(交付の決定の通知)</p> <p>第7条 同 左 (実績報告)</p> <p>第8条 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) 計画修繕調査に係る契約書の写し</p> <p>(4) 計画修繕調査に係る領収書の写し</p> <p>(5) 同 左</p> <p><u>(6) 同 左</u> (補助金の額の確定の通知)</p> <p>第9条 同 左 (請求)</p> <p>第10条 同 左 (補則)</p> <p>第11条 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 記 第1号様式 (第5条)</p> <p>浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p>省 略</p> <p>1 交付申請額 円 <u>(内訳) 計画修繕調査</u> 円 <u>長期修繕計画の作成</u> 円</p> <p>2 添付書類 (1)～(3) 省 略 (4) 計画修繕調査又は<u>長期修繕計画の作成</u>に係る管理組合の集会の決議書の写し (5) 計画修繕調査又は<u>長期修繕計画の作成</u>に係る見積書の写し (6) 計画修繕調査<u>にあつては調査</u>の場所が確認できる図面</p>	<p>別 記 第1号様式 (第6条)</p> <p>浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p>同 左</p> <p>1 交付申請額 円</p> <p>2 添付書類 (1)～(3) 同 左 (4) 計画修繕調査に係る管理組合の集会の決議書の写し (5) 計画修繕調査に係る見積書の写し (6) 計画修繕調査の場所が確認できる図面</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第2号様式 (第6条)	第2号様式 (第7条)
省 略	同 左
浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付決定通知書	浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付決定通知書
省 略	同 左
交付決定額 <u>円</u> (内訳) <u>円</u> 計画修繕調査 <u>円</u> 長期修繕計画の作成	交付決定額 <u>円</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式 (第7条)</p> <p>浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p>省 略</p> <p>1 事業経費総額 円 <u>(内訳) 計画修繕調査 円</u> 長期修繕計画の作成 円</p> <p>2 交付決定額 円 <u>(内訳) 計画修繕調査 円</u> 長期修繕計画の作成 円</p> <p>3 添付書類 (1)・(2) 省 略 <u>(3) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る契約書の写し</u> <u>(4) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る領収書の写し</u> (5) 計画修繕調査に係る報告書の写し <u>(6) 長期修繕計画の作成にあつては長期修繕計画書の写し</u></p>	<p>第3号様式 (第8条)</p> <p>浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p>同 左</p> <p>1 事業経費総額 円</p> <p>2 交付決定額 円</p> <p>3 添付書類 (1)・(2) 同 左 (3) 計画修繕調査に係る契約書の写し (4) 計画修繕調査に係る領収書の写し (5) 計画修繕調査に係る報告書の写し</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第4号様式 (第8条)	第4号様式 (第9条)
省 略	同 左
浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金確定通知書	浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金確定通知書
省 略	同 左
交付確定額 <u>円</u> (内訳) <u>円</u> 計画修繕調査 <u>円</u> 長期修繕計画の作成	交付確定額 <u>円</u>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

第5号様式 (第9条)

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
管理組合名
代表者氏名
電話番号

省略

- 1 交付確定額 円
 (内訳) 計画修繕調査 円
 長期修繕計画の作成 円
- 2 交付請求額 円
 (内訳) 計画修繕調査 円
 長期修繕計画の作成 円

振込先 (受取人)

振込金融機関	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店
	口座種目	1 普通・2 総合・3 当座 (いずれかに○をしてください。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第5号様式 (第10条)

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

所在地
管理組合名
代表者氏名
電話番号

㊞

同左

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。